

○令和7年度藤崎町一般会計決算に関する説明資料
(地方消費税交付金に係る社会保障経費への充当に関する資料)

・引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について
消費税率(国・地方)については、平成26年4月1日に5%から8%へ、令和元年10月1日に8%から10%へ引き上げられました。その趣旨は、主として今後も増加が見込まれる「社会保障4経費」(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費をいう。)の財源確保にあることから、消費税収(国・地方、現行分の地方消費税を除く。)については、その使途を明確にし、社会保障財源化することとされました。
これを踏まえ、町では、引上げ分の市町村交付金すべてを、社会保障施策に要する経費へ充当する旨、予算書及び決算書の説明資料にて明示するものであります。
・地方消費税交付金の増収分の充当について
当町における社会保障施策に要する負担額(一般財源)は、 994,144千円 となっており、消費税率引き上げによる社会保障財源化分の市町村交付金 234,308千円 を、これらの経費に充当しています。

(歳入)	
引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)	234,308 千円
(歳出)	
社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	2,603,061 千円
うち一般財源分	994,144 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】 (単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県支出金	地方債	その他	引上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の市町村交付金)	その他
社会福祉	老人福祉費	35,757	1,453	0	6,985		
	障害者福祉費	565,135	409,847	0	608		
	重度心身障害者福祉費	9,324	4,533	0	139		
	児童措置費	1,058,572	847,444	0	16,080		
	ひとり親家庭等福祉費	8,364	4,078	0	4,000		
	重層的支援体制整備事業費	60,047	30,535	0	10,171		
	小計	1,737,199	1,297,890	0	37,983		
社会保険	国民年金費	557	0	0	0		
	国民健康保険整備費(国保会計繰出金)	139,381	69,131	0	0		
	後期高齢者医療整備費(後期高齢会計繰出金)	247,719	40,589	0	7,100		
	介護保険整備費(介護会計繰出金)	309,137	19,046	0	44		
	小計	696,794	128,766	0	7,144		
保健衛生	予防費	102,870	2,366	0	71,170		
	健康づくり事業費	539	0	0	0		
	子ども医療費給付費	64,690	17,887	0	45,000		
	養育医療費給付費	969	711	0	0		
	小計	169,068	20,964	0	116,170		
合計		2,603,061	1,447,620	0	161,297	234,308	759,836